

秋の全国交通安全運動

ゆずり合う ゆとりと笑顔 防ぐ事故



9月21日(水)～9月30日(金)

運動の重点

秋口になると日没時間が急激に早まり、歩行中や自転車乗用中の交通事故の増加が予想されます。交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組み、交通事故防止に努めましょう。

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

【問い合わせ先】企画課 経営企画室 ☎68-4212

シニア就業支援プログラム事業 登録会員募集

(社)鳥取県シルバー人材センター連合会は、55歳以上の健康で働く意欲がある方を登録し、企業の求人情報と照らし合わせ、合致した情報を提供する『シニア就業支援プログラム事業』を実施しています。

地域に密着した就業を目指しませんか?登録料・年会費などはかかりません。ぜひご登録ください。

シニア就業支援プログラム事業



- ①人材登録(技術・技能・資格・ノウハウなど)
- ↓
- ②人材情報と企業の求人情報を照合
- ↓
- ③合致した情報を提供

【問い合わせ先】
(社)鳥取県シルバー人材センター連合会 ☎37-2531

土地境界に関する 無料相談会

土地の境界や登記相談に無料で応じます。お気軽にご相談ください。

とき 9月10日(土)
10:00～16:00
ところ 米子市文化ホール



【問い合わせ先】
鳥取県土地家屋調査士会事務局
☎0857-22-7038

元気アップ教室開催のお知らせ ～プールコース(平成23年度 第3期)～

とき 10月4日～12月6日の毎週火曜日(計10回)
10:00～11:30

ところ 岸本温泉ゆうあいパル内プール

対象 20歳以上で伯耆町在住の方
(高血圧症・心疾患などの方は必ず医師にご相談のうえ、お申込みください)

定員 15名

腰まで水に浸かると、足の裏にかかる体重は陸上の約半分になります。
膝や腰への負担が少ない水中で、ウォーキングなどの健康づくり運動を実施します。
お気軽にご参加ください。

参加料 2,000円 ※初回教室時に集金します。
(別途、ゆうあいパル利用料が必要です。)

申込期限 9月16日(金)正午
※申込多数の場合は、過去2年間の参加回数が少ない方を優先します。

【問い合わせ・申込み先】健康対策課 健康増進室 ☎68-5536

特別障害者手当・障害児福祉手当

日常生活で常時特別の介護を必要とする方に、支給される手当です。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
対象者	20歳以上の方で、概ね身体障害者手帳1、2級程度及び療育手帳A程度の障害が重複している方、もしくはそれと同等の疾病・精神障害を有し、在宅生活をしている方	20歳未満の方で、精神又は身体に著しく重度の障害があり、日常生活において常時介護が必要な、在宅生活をしている方
支給額	26,340円/月	14,330円/月
支給月	2、5、8、11月	
支給制限	本人、扶養義務者の所得制限あり。 施設入所または継続して病院に3ヶ月以上入院しているときは支給されません。	本人、扶養義務者の所得制限あり。 施設入所しているときは支給されません。

認定請求に必要な書類

- ①認定申請書
 - ②認定診断書
 - ③所得状況届
 - ④年金証書、特別児童扶養手当受給者証の写し
 - ⑤本人名義の預金通帳
 - ⑥印鑑
- ※①～③の各用紙は福祉課にあります。

所得状況届の提出が必要です

受給資格者は、毎年8月11日～9月10日までの間に所得状況届の提出が必要です。この届け提出しないと、その年の8月分以降の手当を受け取ることができません。期間中に必ず手続きをしてください。

【問い合わせ先】福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

平成23年度 伯耆町戦没者追悼式

戦没者追悼式を開催いたします。
戦没者のご遺族の方は、ご参列ください。

とき 9月9日(金)
10:00～11:30

ところ 鬼の館ホール

バス運行

- 行き 本庁舎9:20発
分庁舎9:35発
- 帰り 式典終了後に運行します。

※シャトル運行は行いません。
乗り遅れないように注意してください。

【問い合わせ先】
福祉課 福祉支援室 ☎68-5534

特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障害のある20歳未満の児童を養育している父または母、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給される手当です。

支給額 1級・・・50,550円/月 2級・・・33,670円/月
支給月 4、8、11月

次の方は対象となりません

- ・児童、父母または養育者が国内に住所がないとき
- ・支給対象児童が、障害を事由に年金を受け取ることができるとき
- ・支給対象児童が、児童福祉施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設などに入所しているとき(通園・通所施設は除く)
- ・手当を受ける方及び同居されている親族などの前年の所得が一定以上であるとき

所得状況届の提出が必要です

受給資格者は、毎年8月11日～9月10日までの間に所得状況届の提出が必要です。この状況届を提出しないと、その年の8月以降の手当を受けることができません。未提出のまま2年経過すると受給資格がなくなります。期間中に必ず手続きをしてください。

【問い合わせ先】福祉課 福祉支援室 ☎68-5534